平成２４年（フ）第９４号
青森県むつ市南町10番42号
債務者　永井　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７３号
名古屋市中村区向島町５丁目28番地の８　シティファミリー向島Ａ棟401号
債務者　古田　　巌
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０号
福岡県中間市池田２丁目４番204号
債務者　神谷ふよ子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４０号
山口県防府市栄町２丁目３番14―501号　栄町ビル
債務者　宮本　　学
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
山口市東山１丁目１番５―202号
債務者　阿部　成雄
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
熊本市植木町平野154番地１
債務者　吉本　美幸
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１２９号
熊本市下南部３丁目２番74―302号
債務者　若杉　和徳
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３０号
熊本市下南部３丁目２番74―302号
債務者　若杉　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３１号
熊本市長嶺西１丁目６番35―101号
債務者　桐原　信幸
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３２号
熊本市長嶺西１丁目６番35―101号
債務者　桐原　法子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３３号
熊本市長嶺西１丁目６番35―101号
債務者　桐原　太志
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３４号
熊本市上南部２丁目12番108号
債務者　桐原　聖武
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１４５号
熊本県宇城市不知火町亀松520番地
債務者　松野　公子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１６０号
熊本県合志市幾久富1909番地247　武蔵野台ハイツ201号
債務者　濱本　玉美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２０号
北海道旭川市豊岡６条５丁目６番２号、住民票上の住所北海道旭川市神居７条９丁目１番８号
債務者　木村　和久
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
愛知県豊橋市多米東町２丁目34番地の24
債務者　奥浪　嘉彦
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４８号
愛知県田原市姫見台54番地３
債務者　沼田美奈子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６３号
釧路市春採４丁目18番215号
債務者　水上　祐子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前９時30分
釧路地方裁判所